

直方市国民健康保険等窓口業務委託プロポーザル審査基準

I. 審査基準

事前に提出される企画提案書等の書類審査を1次審査として、別表1に基づいて審査を行う。

1次審査の選定者については、プレゼンテーションによる審査を2次審査として、別表2に基づいて行い、2次審査の総合点数により業務の委託候補者を決定する。

II. 評価基準・点数

審査のための評価基準及び点数は別表3のとおりとする。

III. 最低基準

各審査基準の配点の合計に選定する委員の人数を乗じた得点を満点とし、満点の6割を最低基準点とする。審査の結果、最低基準に満たない場合は選定しないこととする。

別表1 書類審査（1次審査）

審査項目	評価視点	点数
会社概要	<ul style="list-style-type: none">● 会社の規模等から、契約期間において安定した業務の実施が可能であるか。● 従業員数の規模等から、本業務に十分な人材の確保が可能であるか。● 営業所の所在地等の状況から、本業務に対して迅速な対応や連絡調整が可能か。● その他特筆すべき事項があるか。	30
提案書	<ul style="list-style-type: none">● プロポーザル実施要領の内容に即して、適切に作成されているか。● 文章やレイアウト等が見やすく作成されているか。● 提案内容が実施要領・仕様書に基づき、本業務の目的や特性を十分に理解し、かつ本市の要望を満たす内容となっているか。	30
業務実績	<ul style="list-style-type: none">● 同じ業務の実績・経験があるか。● 類似した業務の実績・経験は十分なものか。● その他特筆すべき事項があるか。	30
見積金額		10
合 計		100

別表2 プレゼンテーション審査（2次審査）

審査項目		評価視点	点数
提案内容	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社概要 ● 本事業の目的を踏まえ、本市の考えに沿うものであるか。 	—
		<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の重要性を認識し保護の徹底を図るとともに、漏洩・紛失等を防止するための対策がされているか。 	10
	業務の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定した業務遂行のために、必要な正確性の維持や事務効率化等の対応方法が示されているか。 ● 業務の改善策や業務に係る法改正、書かない窓口への対応について具体的に示されているか。 	30
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去3年間における自治体窓口業務の実績があるか。 	10
	業務履行のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施計画（業務開始前の事前準備から、契約終了後の後任への引継ぎも含む）は適正なものか。 	10
	組織体制、業務責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務全体を管理できるための経歴・実務経験のある責任者を配置しているか。 ● 管理責任者から事務従事者へ一貫した指揮命令系統が確立されているか。 ● 管理責任者を通じ、市と受託者とが確実に連絡が取れる体制となっているか。 	20
	人材育成、人材確保、従事者管理、採用方針、雇用形態等	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務に対して適切かつ十分な事務従事者が配置されているか。 ● 業務のための知識や技術、あるいは接遇を身に付けるための教育・研修体制が確立されているか。 ● 業務従事者の雇用条件や福利厚生等の処遇面について配慮がされているか。 ● 市内在住者への雇用の配慮があるか。 	20
	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の繁忙期、あるいは急な欠員が生じた場合等、業務に支障を来さない支援体制が確立されているか。 	10
	苦情処理への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情への対応方法や防止策が考えられているか。 	10
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様に定める内容以外で市民サービス向上や、業務効率化のための独自の提案があるか。 	10
見積金額		20	
合 計			150

別表3 評価基準・点数

評価基準	点数（満点）		
	10	20	30
大変優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
普通	6	12	18
やや劣る	4	8	12
劣る	2	4	6

※見積金額の評価方法

見積金額については一番低い額を「大変優れている」とし、それ以外が一番低い額との価格差により次のとおり評価する。

- ・ 価格差 2%以内・・・「優れている」
- ・ 価格差 5%以内・・・「普通」
- ・ 価格差 8%以内・・・「やや劣る」
- ・ 価格差 8%を超える・・・「劣る」